

告示

埼玉県告示第三百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和三年三月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
双葉クリニック	所沢市けやき台 一―三六―七	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	平成二十八年四月 三十日
みやぎ訪問介護 テーション	上尾市小泉二六 ―一	夜間対応型訪問介 護 認知症対応型共同 生活介護	平成三十年三月三 十一日
グループホーム誠 明	草加市谷塚一― 二九―一	介護予防認知症対 応型共同生活介護	令和三年二月二十 八日